

平成 30 年 2 月 18 日

加盟団体各位

(公社) 日本ライフル射撃協会
競技運営委員会

大会運営における音楽配信用機材 (ipad) の貸出に関して

平成 30 年度の競技規則変更に伴い、ファイナル会場では音楽を流すことが必須となりました。(競技規則集第二巻：ゼネラルテクニカルルール 6.11.8 参照)。国内では著作権法により、大会時に音楽を流す行為には著作権料の支払いが発生します。これを大会主管加盟団体 (以下加盟団体) で個別に支払いを行うことは各団体の負担となることから、日本ライフル射撃協会 (以下日ラ) がその負担を軽減するために、機材 (ipad) の貸出を行うことといたしました。

■運用方法

- ・日ラが音楽配信用機材として機材の所有・管理を行い、加盟団体へ貸出を行う
- ・機材の使用目的は日ラ指定アプリによる音楽の配信のみとし、インターネット使用を含むその他一切の使用は行わない
- ・対象とする大会は日ラが主催し、加盟団体が主管する競技会とする
- ・貸出は原則無償で行われるが、発送に関する費用は全額加盟団体が負担する
- ・貸出により周辺機器を含む機材の修理・交換等が必要となった場合は加盟団体が費用を負担する
- ・機材の使用に必要となる Wi-Fi 環境の準備及び費用負担は加盟団体にて行う
- ・申込期間が重複する場合は「公認競技会の格付規程」に則った格付 (グレード) の高い大会順に貸出を行う
- ・機材には各種楽曲が含まれているが、楽曲の選択は加盟団体の責任において行う
- ・貸出期間は加盟団体の希望に則って決定されるが、原則として大会の一週間前からとし、大会終了後は速やかに返却を行う日程とすること

■貸出フロー

1. 加盟団体は申込書へ必要事項を記載の上、日ラ事務局へ提出する (rifle@japan-sports.or.jp)
※受付〆切：貸出希望開始日の 2 週間前
2. 事務局は〆切到来後、加盟団体へ貸出可否の連絡を行う
3. 事務局は加盟団体へ機材を発送する
4. 加盟団体は機材到着後、破損等の問題がないか確認を行い、運用ルールに則り機材を使用する
5. 加盟団体は返却日に間に合う様に機材を事務局へ返送する
6. 事務局は機材到着後、破損等の問題がないか確認を行い、修理・交換における費用が発生する場合は加盟団体へ報告を行う

以上